

令和 7 年度

三方原用水二期農業水利事業
導水幹線水路補修工事（落差工他）

特 別 仕 様 書

【 当初 】

関東農政局 三方原用水二期農業水利事業所

第1章 総 則

三方原用水二期農業水利事業導水幹線水路補修工事（落差工他）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、国営三方原用水二期土地改良事業計画に基づき、導水幹線水路の老朽化対策を行うものである。

2. 工事場所

静岡県浜松市浜名区都田町地内及び天竜区龍山町大嶺地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- | | | |
|------------|--------|------|
| (1) 導水幹線水路 | 落差工補修工 | 4 カ所 |
| (2) 秋葉取水口 | 補修工 | 1 カ所 |

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

5. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『都田町（導水幹線水路落差工）』、『大嶺（秋葉取水口）』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。
また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。
なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所毎に設定する。一般管理費については、施工箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。
- (3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

6. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている273日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に

搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはいない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和 8 年 5 月 29 日（工事完了期限日）まで

第 3 章 施工条件

1. 導水幹線水路

本工事で施工対象としている導水幹線水路は、農業用水(以下「農水」という)の他、上水及び工業用水(以下「工水」という)を通水させるための供用施設である。

(1) 導水幹線の作業可能時間

1) 水路内作業可能日時 1 日／週（毎週火曜日を予定）の 10:00～16:00

[参考：秋葉取水口の断水時間 4:00～12:00]

2) 水路外作業時間

作業に先立ち落差工への入坑準備時間は、8:30～12:00 を想定している。

2. 秋葉取水口にかかる工程制限

(1) 秋葉取水口の作業可能期間

本工事における秋葉取水口の作業可能期間は 10 月 6 日～4 月 25 日（非かんがい期）のうち毎週火曜日 4:00～11:30（断水時間 4:00～12:00）。

3. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、以下のとおりを見込んでいる。

なお、休業日には土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。

(1) 坑外作業：雨天・休日等 15 日／月

4. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12 月 29 日～1 月 3 日）。

ただし、週休 2 日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休 2 日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 施工しない時間帯

原則、平日の午後 5 時から午前 8 時まで（秋葉取水口の作業を除く）。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 現場技術員

本工事は共通仕様書第 1 編 1－1－9 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第 4 章 現場条件

1. 第三者に対する措置

(1) 隣接する土地への進入路確保

工事施工箇所に隣接する土地の地権者及び使用者に対し、進入に支障が生じないよう通行を確保するものとする。

(2) 保安対策

- 1) 本工事における交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。
- 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導 警備員	編成	昼夜別	交代要員 の有無	備考
市道萩丘都田線	2名/日	誘導員B	昼間	無	1号落差工及び3号落差工実施時
市道萩丘都田線	3名/日	誘導員B	昼間	無	2号落差工及び4号落差工実施時

(3) 交通対策

資機材等の搬入・搬出における車輛の出入りについては、事故防止に十分注意を払うとともに、一般交通に支障を及ぼさないような措置を講じなければならない。

(4) 防塵対策

各種資機材等の搬入・搬出時の車両走行により砂塵等が周辺地等に被害を及ぼさないよう発生防止に努めるものとするが、特に散水等の防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(5) 水質観測

落差工の施工に当たり、超速硬コンクリートを1号落差工或いは2号落差工において始めて打設したときに、3号落差工の上流（堰上げ地点）にて水素イオン濃度の測定を行い、監督職員に報告するものとする。なお、そのほかの水質観測は不要と想定しているが、関係機関との協議、工法、材料により水質観測が必要となった場合は、別途協議する。

(6) その他

- 1) 既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。
- 2) 地域住民から苦情があった場合には、内容を良く聞き取り、対策について監督職員と協議するものとする。
- 3) 夜間及び休業日において開口部が生ずる場合は、誘導灯及び照明灯等の照明設備や覆工ネット等により、転落防止対策を十分に図るものとする。

2. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において工事着手までに完了する予定である。ただし、工事に伴う交

通規制並びに任意仮設備に関するものは、監督職員と打合せのうえ受注者が必要な手続きを行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 一般事項

本工事で指定した仮設工を代替え施工する場合は、施工計画書を提出し監督職員の承諾を得なければならない。

これにより、指定した仮設工の工法及び作業量を変更する必要がある場合には監督職員と協議するものとする。

2. 工事用進入路

導水幹線落差工の施工に関わる工事用進入路は、市道萩丘都田線を秋葉取水口の施工に関わる工事用進入路は国道 473 号線を利用するものとする。利用に当たっては、事故防止に十分注意を払うとともに一般通行に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。

なお、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 仮設ヤード

仮設ヤードは仮設図に示す位置とし、工事完了後の撤去は、本工事の受注者の責任において実施しなければならない。

なお、仮設ヤードの設置に伴い地盤沈下や損傷等が発生した時は、監督職員と協議するものとする。

4. 水替工

(1) 秋葉取水口の水替工は水クッション部の排水及び扉体からの漏水を想定している。仮設図に示す対策工以上の水替工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとし、契約変更の対象とする。

(2) 導水幹線落差工に関わる水替え作業は、1・3・6号落差工上流ゲートに滞留している水の排除をはじめに行うものとする。

落水は6号→3号→1号の順序で行い、5分ごとに5cmゲートを上昇させ、上流水位が一定の高さになれば上流の落差工に移動し、作業を繰り返すものとする。作業は11:00までに完了させるものとする。

導水幹線落差工部の施工時は、仮設図に示す水替え工を想定しており、排水量 $Q=5\text{ m}^3/\text{h}$ 、運転時間は4時間程度を想定している。

第6章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第7章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事に使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

なお、JIS規格品については、改正工業標準化法（平成16年6月9日交付）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証工場）とする。

受注者は、設計図書に木材の使用について指定されている場合にはこれに従うものとし、任意仮設等

においても木材利用の促進に留意しなければならない。

(1) 超速硬コンクリート 3h 強度 24N 最大骨材 20or25

(2) 被膜養生材

2. 見本又は資料の提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材 料 名	提 出 物
超速硬コンクリート	試験成績書、配合報告書
被膜養生剤	カタログ、試験成績書
溶接金網	カタログ、試験成績書

第8章 施工

1. 一般事項

(1) 水準点等

本工事に使用する基準点及び水準点は、図面に示す H26-10(H=86.054)、H26-11(H=83.965)及び H26-12(H=78.058)を使用するものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2011 に対応したものである。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。

ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。

2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

工 種	確 認 内 容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備 考
摩耗対策工	厚さ	初期施工段階で 1 箇所	—	

2. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程毎の作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ご との作 業内容 及び解 体方法	① 仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

	④ 本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

3. 摩耗対策工

(1) 一般事項

①施工に先立ち、高圧洗浄機を用いコンクリート表面の泥や、藻、苔、油脂類等の付着物および、剥離箇所など局所的な脆弱部を除去しなければならない。また、脆弱部を除去した殻については集積し適正な処理を行うものとする。

高圧洗浄に使用する水は落差工部に溜まっている水を使用し、標準洗浄圧は、14.7MPa を想定している。

②増し厚工は、今後の摩耗を先行して増し厚をして長寿命化をすることを目的とし、施工するものである。

(2) 規格及び品質

本工事で使用する増厚材の規格及び品質は、3 h 強度 24N を確保できるものとしなければならない。

(3) 施工前に3時間圧縮強度等を確認するものとし、試験方法等は監督職員と協議するものとする。

(4) 施工に先立ち、施工計画書を作成し監督職員へ提出するものとする。

(5) 施工方法

①導水幹線水路落差工

毎週火曜日の落水後、打設を行うものとするが、打設完了は通水再開3時間前には施工を完了すること。なお、打設完了とは、養生被膜材の散布までの作業とする。

②秋葉取水口

毎週火曜日 4:00 の取水停止後は速やかに排水作業を行い、超速硬コンクリートの打設は 9:00 までには完了することとする。なお、打設完了とは、養生被膜材の散布までの作業とする。

仮設材の撤去は9:00以降でもよいが11:30 までには仮設材の撤去を及び取水口からの退去を完了させることとする。

第9章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者または監理技術者は、共通仕様書（土）第1編 1-1-10 に規定する（2）又は（3）の資格を有するものでなければならない。

2. 施工管理

この工事の品質及び施工管理については、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」、によるものとするが、施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等については、「コンクリート水路補修施工管理の出来形管理及び品質管理」及び『農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】』によるものとする。

なお、これに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承認を得るものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1) から4) によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、(1) の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。

2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1) に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム（信憑性チェックツール）またはチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員に提出するものとする

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場における遠隔確認について

(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

(2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

(3) 農林水産省が推奨するWeb 会議システムは、Microsoft Teamsである。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注

者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第10章 条件変更の補足説明

1. 条件変更

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に関連する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 第4章-1-(2)に示す保安対策に変更が生じた場合。
- (2) 第4章-1-(6)に示す水質調査に変更が生じた場合。
- (3) 第5章に示す指定仮設において変更が生じた場合。
- (4) 新たな産業廃棄物の出現、産業廃棄物の処理場、種類及び処理量に変更が生じた場合。
- (5) 湧水（排水）対策を追加する必要が生じた場合。
- (6) 第三者との協議結果により変更が生じた場合。
- (7) 使用する道路の交通条件に変更が生じた場合。
- (8) 構造物の位置・構造に変更が生じた場合。
- (9) 正常な運行によって舗装等が破損した場合。
- (10) 騒音、振動対策を追加する必要が生じた場合。
- (11) 既設構造物の試験・調査等を追加する必要が生じた場合。
- (12) 現地精査により、変更の必要が生じた場合。
- (13) 歩掛調査等が追加となった場合。
- (14) 監督職員が設計変更に必要な構造計算、図面作成等を指示した場合。
- (15) 第3章-2-(1)、(2)に示す断水条件、作業可能時間に著しい相違が生じた場合。
- (16) 施設整備等の施工が必要となった場合。
- (17) その他、監督職員が必要と認めたもの。

2. 工事の変更中止等

この工事の工事内容の変更又は工事の施工の中止及びその場合の工期又は請負代金額の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 断水の中止

第11章 公共事業関係調査に対する協力

本工事の実施に伴い、「歩掛調査」や「間接工事費等諸経費動向調査」の対象となった場合には、これに協力するものとする。

第12章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- ① VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

る。

② ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

イ) 工事請負契約書第18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

（３）VE 提案書の提出

① 受注者は、（２）のVE 提案を行う場合、次に掲げる事項をVE 提案書（共通仕様書（土）様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

ア) 設計図書に定める内容とVE 提案の内容の対比及び提案理由

イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

オ) 工業所有権を含むVE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

カ) その他VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

② 発注者は、提出されたVE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

③ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

④ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

（４）VE 提案の適否等

① 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14 日以内に書面（共通仕様書（土）様式6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえでこの期間を延長することができるものとする。

② また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

③ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

④ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19 条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

⑤ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

⑥ 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10 分の5に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

⑦ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

⑧ 発注者は、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のVE 管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議

して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者がVE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書（土）第1編1－1－37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）正副2部

3. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

4. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（土） 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

5. 地域以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す経費(以下「実績変更対象費」という。)については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じることが考えられる。契約締結後、受注者の責によらない地元調整等により施工計画に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準(以下「積算基準」という。)の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(2) 発注者は、契約締結後、受注者から請負代金内訳書の提出があった場合、共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象経費の割合を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、発注者は別に示す実績変更対象経費に係る費用の内訳を記載した実績変更対象経費に関する実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する変更実施計画書(様式2)を作成するとともに、変更計画書に記載した計上額が証明できる書類(領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書)を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「積算基準に基づき算出した額」から「計画書に記載された共通仮設費(率分)と現場管理費の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

6. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

（１）内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

（２）快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。受注者は、上記（１）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

（３）快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

7. 現場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合わせ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等）
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献

8. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを前提として、労務費、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休2日による施工を行わなければならない。
- なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。
- (2) 週単位の週休2日とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。月単位の週休2日とは、対象期間において、すべての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、ここでいう対象期間及び現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検、巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
- ①受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休2日の取組について工事着手前に選択し、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。
- なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

	週単位の週休2日 〔現場閉所 1週間に2 日以上〕	月単位の週休2日 〔現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上〕
労務費	1.02	1.02
共通仮設費（率分）	1.05	1.04
現場管理費（率分）	1.06	1.05

② 補正方法

当初積算において月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

- (6) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
法面工		1.01	1.01

9. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

10. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

11. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。
- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を

行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

12. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

13. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工事期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出するものとする。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日とみなすものとする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いてもよいものとする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}$$

※補正係数：1.2

14. 部分払いについて

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

第 13 章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官
様

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。